

現場技術業務委託共通仕様書

第1 適用範囲

この仕様書は、森林管理局、森林管理署、支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所の長が委託する現場技術業務（監督支援業務又は治山施設、国有林林道等若しくは獣害防護柵に係る施設点検業務をいう。）の仕様書として、業務に必要な一般的事項を定めたものであり、これにより難しい事項又は特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。

第2 管理技術者及び現場技術員の資格

管理技術者及び現場技術員は別に定める資格を有する者とし、現場技術業務委託契約書第6条により実施しなければならない。

第3 一般的業務

- 1 管理技術者は、常に現場技術員の業務を掌握し、指揮、監督をしなければならない。
- 2 現場技術員は、対象工事の請負契約の適正な履行又は既存施設の適切な点検・診断結果を確保するため、監督職員の指示に従って業務を厳正に実施しなければならない。
 - (1) 現場技術員は、監督職員が指示する調査・測量又は製図・複写についても従事しなければならない。
 - (2) 現場技術員は、監督職員の指示によって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えなければならない。

第4 業務実施状況の点検

管理技術者及び現場技術員は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告を作成し、監督職員の要求があったときは遅滞なくこれを提出して、業務実施状況の点検を受けなければならない。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要事項

第5 業務完了報告書の添付書類

現場技術業務委託契約書第13条の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 業務処理結果報告書（様式1～2）
- (2) 業務実績報告書（様式3）
- (3) その他必要な書類

(様式1)

業務処理結果報告書（管理技術者）

		監督職員				
委託業務名	令和 年 月 日（曜日）	天候				
〔実施した業務の内容〕						
〔その他特記事項〕						
〔勤務時間〕						
本部打合せ	時間	（	：	～	：	）
その他業務	時間	（	：	～	：	）
勤務時間計	時間					
管理技術者氏名						

※ 指示、承諾、協議等のある場合は、「その他特記事項」欄にその事項を記載し、必要に応じ「写」を添付すること。

(様式 2)

業務処理結果報告書 (現場技術員)

		監督職員	
委託業務名	令和 年 月 日 (曜日)	天候	
〔現場における業務〕			
〔内 業〕			
〔その他特記事項〕			
〔勤務時間〕			
外 業	時間 (: ~	:)
内 業	時間 (: ~	:)
本部打合せ	時間 (: ~	:)
勤務時間計	時間		
現場技術員氏名			

※ 指示、承諾、協議等のある場合は、「その他特記事項」欄にその事項を記載し、必要に応じ「写」を添付すること。

(様式 3)

業務実績報告書

1 現場技術員氏名

2 業務年月日・時間

年 月 日 時 分～ 時 分	実働時間 (時・分)	業務実施場所 (国有林名等)	点検方法
・ ～ ・	・		
・ ～ ・	・		
・ ～ ・	・		
・ ～ ・	・		

※ 「点検方法」には、踏査、遠望、無人航空機使用等の獣害防護柵の点検方法を記載すること。

3 獣害防護柵点検結果

業務実施場所 (国有林名等)	点 検 結 果 (異常の有無にかかわらず点検概要を記載)	写 真 番 号	森林官等 報告日時

4 食害状況点検内容

業務実施場所 (国有林名等)	点 検 結 果 (食害の有無にかかわらず点検概要を記載)	写 真 番 号

5 簡易な補修内容

業務実施場所 (国有林名等)	簡易な補修内容 (補修状況及び補修困難状況と貸付物品の使用状況及び数量を記載)	写真 番号

6 その他特記事項

7 写真

別添のとおり

現場技術業務委託特別仕様書
(獣害防護柵に係る施設点検業務)

1 本現場技術業務（獣害防護柵施設点検業務に関するもの）は、委託契約書及び委託共通仕様書によるほか、本特別仕様書に基づき実施しなければならない。

2 管理技術者及び現場技術員の資格は次のとおりとする。技術者の区分資格

技術者の区分	資格
管理技術者	次のア又はイに該当する者。 ア 技術士法第32条に規定する技術士の登録（森林部門（林業、森林環境又は林業・林産）の登録に限る。）を受けた者。 イ 林業経営部門又は森林環境部門の専門的知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者で次の各号のいずれかに該当するもの。 (1) 大学卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が13年以上ある者。 (2) 専門学校卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が17年以上ある者。 (3) 高等学校卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が20年以上ある者。 (4) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（林業経営部門又は森林環境部門の登録に限る。）を受けた者であって、林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が4年以上ある者。
現場技術員	林業経営部門若しくは森林環境部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者。

3 本業務は作業条件書及び位置図に示す獣害防護柵を点検するものとする。

4 現場技術員が行う本業務の内容は、委託共通仕様書に定めるほか、次のとおりとする。

(1) 業務の概要

獣害防護柵について、位置確認、目視観察等を実施して、施設の異常の有無及び損傷の状況を業務実績報告書（現場技術業務委託共通仕様書 様式3）に記録し、写真撮影を行うとともに、簡易な補修を行い、簡易な補修では獣害防護柵の機能が維持できない場合は補修計画を検討する。

(2) 各点検項目

ア 位置確認

獣害防護柵の位置を確認して、図面上の位置・座標を記録する。

イ 目視観察・簡易計測

獣害防護柵の支柱、張りロープ、ネット、押さえロープ等の外観を目視により観察するとともに、必要に応じて携帯用の計測機器等で計測を実施して、獣害防護柵の異常の有無、損傷の状況等を把握して記録する。

獣害防護柵内の野生動物の侵入痕跡、防護柵内外の食害状況等を把握して記録する。

ウ 簡易な補修

労務者を指示して、傾斜した支柱の復元、ロープの張り替え及び張り具合の調整、ネットの破損箇所の部分補修及び張り具合の調整等を行う。ただし、点検に従事している労務者だけでは補修が困難で、別途資材搬入が必要な場合は簡易な補修の対象外とする。

エ 写真撮影

獣害防護柵、野生動物の侵入痕跡、食害等について、全景、異常部位等の状況の写真撮影を実施する。

獣害防護柵の簡易な補修を実施した場合は、補修前後の写真撮影を実施する。

オ 補修計画

獣害防護柵について、簡易な補修では機能が維持できない場合、再補修等の必要性・緊急性を判断して記録する。

(3) 森林官等への報告

簡易な補修では獣害防護柵の補修が困難な箇所は、森林管理署等との打ち合わせ時に森林管理署等から指示する森林官等の連絡先に速やかに連絡する。

5 その他

- (1) 業務に必要となる作業服、靴等は受注者が準備すること。また、現場技術員の服装は、現場に合った軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。
- (2) 業務に必要となる自動車は受注者が準備すること。また、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受注者の責で処置すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、現場技術員の現場における安全等に十分に配慮すること。
- (4) 業務に必要となる図書、機器等は受注者が準備すること。
- (5) 業務に使用するパソコン、記録媒体等については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう受注者において厳重に管理し、コンピューターウイルスへの感染がないようウイルスチェックソフトを導入する等の必要な措置を受注者において実施すること。また、情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに監督職員に連絡し、契約期間が満了した後は、ハードディスク等に保存されたデータは完全に消去すること。
- (6) 業務に従事する現場技術員は地域住民、入林者等と接する機会が多いので、地域住民、入林者等の心証を害しないよう十分に配慮すること。

(7) 簡易な補修に係る貸与物品の内訳については、次のとおりとする。

品名	規格	数量	備考
アンカー	ABS製	300本	補修用 (必要に応じ追加して貸与)
補修ロープ	強化ポリエチレンロープ φ 8mm×55m	1巻	
補修ロープ	強化ポリエチレンロープ φ 6mm×55m	2巻	
補修糸	イザナス製 φ 3mm×250m	1巻	

特記仕様書

実施計画書により期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
獣害防護柵施設点検・修理	令和8年6月30日	部分完了届
獣害防護柵施設点検・修理	令和8年12月11日	業務完了届

注1：作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2：契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。